

台湾における

商標のファストトラック審査制度



理律法律事務所

Lee and Li, Attorneys-at-Law

パートナー弁護士

李文傑

理律法律事務所は、台湾最大の総合法律事務所として、創立以来、半世紀以上にわたって、「関懐」(Care)、「服務」(Serve)、「卓越」(Excel)を核心的価値として発展してきた。

李氏は、国立台湾大学法学部を卒業後、中華民国弁護士資格(1994)及び中華民国専利代理人資格(弁理士、1994)を取得し、現在、理律法律事務所でパートナー弁護士を務める。知的財産権関連、侵害訴訟、労働法及び一般法務、会社法務などにおいて豊富な経験を有する。主に商標、特許の侵害、ライセンス交渉、労使紛争処理、企業法務に携わっている。

【概要】

台湾知的財産局(日本の特許庁に相当)は、2020年5月1日から商標登録出願の「ファストトラック審査制度」を試験的に導入し、1年間の試行を経て、十分な需要があることが分かったため、2021年5月1日より正式に施行した。本稿では、主にその制度の概要、適用条件、出願の現状および注意点について紹介する。

【詳細及び留意点】

1. 制度の概要

近年、台湾国民の商標権に対する認識が高まり、市場取引もますますスピードを増している中、通常の審査では時間がかかり、商品が市場に出回る時点で、まだ商標登録を受けることができていないということもよくある。出願人(業者)にとって、商標の権利化ができるかどうかは、市場進出の成否に大きく影響する。そのような切実な問題を解決するため、台湾知的財産局は、電子出願およびオンライン審査など基礎的な体制が整ったため、今回、「ファストトラック審査制度」の正式な施行を決めた。

ファストトラック審査に関し、特別な申請手続や料金は不要で、電子システムにより、一定の要件を満たすと判断されれば、自動的にファストトラック審査の適用対象となる。対象となる出願は、通常の出願より約1.5か月早く、出願からおおよそ3.5~4か月で審査が開始される。ファストトラック審査は、既定の条件を満たした案件の審査を早めに始めるという制度であり、出願日が早まるということはない。

い。行われる審査も通常の案件と同じであり、通常の案件より登録を受ける可能性が高まるわけではない。

2. 適用要件

「ファストトラック審査制度」が適用されるためには、電子出願を利用するほか、一定の要件を満たす必要がある。詳細を下のリストにまとめる。

ファストトラック審査制度の適用要件	
出願の仕方	電子出願
指定商品・役務表記	全ての指定商品・役務が規範的表記と同一
商標出願の態様	平面商標
出願料の納付方法	【1～3のいずれか】 1. 台湾知的財産局のe网通（電子出願ポータルサイト）における指定口座からの自動引落 2. 台湾知的財産局のe网通を通じて、eATM（ウェブATM）により電子出願払込票番号に基づいて支払う 3. 電子出願払込票をプリントアウトして、知的財産局に行き納付するか又は銀行ATMから納付する
委任状	出願と同時に委任状を提出。 後日提出も可能であるが、出願から20日以内に提出しなければならない。

(1) 出願の仕方

台湾の商標審査実務では、出願は、電子出願、書面による出願のどちらも可能であるが、ファストトラック審査は、電子システムで要件の判断が行われるため、電子出願のみ認められる。

(2)指定商品・役務表記

指定商品・役務表記は全て、台湾知的財産局の商標検索データベース (<https://twtmsearch.tipo.gov.tw/OS0/OS0303.jsp>) に記載されている商品・役務の参考表記（以下「規範的表記」という）と完全に同じでなければならない。

(3)商標出願の態様

台湾では、文字または図形のような平面商標のほか、立体的形状や音声、位置、においなど、新しいタイプの商標も登録することが可能である。しかし、出願される商標のほとんどが平面商標であることや、新しいタイプの商標とは違い、平面商標の審査が単純であることなどが総合的に考慮され、現在、ファストトラック審査は平面商標のみに適用されている。

(4)出願料の納付方法

ファストトラック審査は、電子出願でのみ認められるため、指定口座からの自動引落、電子出願払込票によるウェブ ATM での支払い、またはプリントアウトした電子出願払込票による（銀行等での）支払いが必要である。別途支払い申請書や郵便振替などを利用する場合は、ファストトラック審査の対象外となる。

台湾知的財産局の e 網通（電子出願ポータルサイト）の URL は下記のとおりである。https://tiponet.tipo.gov.tw/030_OUT_V1/home.do

(5)委任状

代理人経由で出願手続をとる場合、出願と同時に委任状を提出すれば、ファストトラック審査が適用される。同時に提出できない場合、遅くとも出願から 20 日以内に提出しなければならない。

3. 出願の現状

台湾知的財産局の統計によると、2020 年 5 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日までの間における、ファストトラック審査案件の割合は 61.2%、通常審査の案件は 38.8%である。ファストトラック審査の案件数が通常審査を大きく上回っていることがわかる。

また、ファーストアクション（以下「FA」という。最初の審査通知を意味し、指定商品・役務の補正通知、拒絶理由通知書または登録査定を指す。）は、2021年2月の統計では、FAを受けるのが、ファストトラック審査の場合、出願から平均4.2か月であり、通常審査の場合、平均5.6か月である。ファストトラック審査のほうが通常審査より1.4か月早く審査通知を受け取ることができる。

4. 注意点

(1)適用可否は事前に確認できず、不服申立てもできない。

案件がファストトラック審査の対象になるか否かは、出願後、電子システムが自動的に判断を行うため、出願前に適用可否を確認することができない。また、この制度は、審査作業の時間の調整にすぎず、特別な申請手続を取る必要はなく、料金も要しないので、電子出願がファストトラック審査適用対象と判断されなかった場合に、不服申立てをすることもできない。

出願した案件がファストトラック審査の対象となったかどうかは、出願から1か月ほどで、台湾知的財産局の商標検索データベース（<https://twtmsearch.tipo.gov.tw/OS0/OS0303.jsp>）において、自分で確認することができる。審査対象となった場合、出願番号の後ろに赤字で「**（快軌案）**」（「ファストトラック案件」の意）と表示される。

(2)優先権とファストトラック審査の両立

台湾商標法第20条には、「中華民國と相互に優先権を承認している国または世界貿易機関の加盟国において、法に基づき登録出願した商標につき、その出願人が最初の出願日から6か月以内に、当該出願と同一の商品／役務の一部または全部について、同一の商標をもって中華民國に登録を出願した場合は、優先権を主張することができる」と規定されている。実務上、優先権主張を伴う出願において、優先権主張の範囲が認められるよう、基礎出願の指定商品・役務をもって出願する場合が多く見られるが、それが台湾の規範的表記と一致していない場合、ファストトラック審査の対象とはならない。出願人にとっては、優先権主張か、またはファストトラック審査の適用か、いずれかを選択しなければならないのが現状である。

台湾における商標出願では、先願主義を採用されており、ファストトラック審査が適用され、早めに審査が開始されたとしても、前述のとおり、このことにより出願日が早くなるということはない。よって、基礎出願の出願日および優先権主張の指定商品・役務の範囲を確保するためには、優先権主張を重視するのが妥当であると思われる。

【出典】

1. 台湾商標法

2. 台湾知的財産局ニュース

<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-87-889201-15cf6-1.html>

3. 台湾知的財産局が公開したファストトラック審査の紹介資料

<https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-509-875648-5b4e7-201.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)